

吉備中央町国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。)、国家戦略特別区域法施行令(平成 26 年政令第 99 号)、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「省令」という。)及び岡山県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(令和 6 年岡山県条例第 30 号)に定めるもののほか、法第 13 条第 1 項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賃貸契約及びこれに付随する契約に係る約款)

第 2 条 省令第 11 条第 3 号に掲げる賃貸契約及びこれに付随する契約に係る約款については、日本語及び外国語(法第 13 条第 1 項の特定認定を受けようとする者が同項に規定する役務の提供において使用する外国語に限る。)により作成されたものでなければならない。

(添付書類)

第 3 条 法第 13 条第 2 項の申請書には、省令で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 消防署長が交付する消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他の法令の規定に適合していることを証する書類の写し
- (2) 水道水(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第 6 項に規定する専用水道又は同法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道により供給される水)以外の水を台所及び洗面所に係る用水として使用する場合にあっては、当該用水に係る水質検査の結果を記載した書面の写し
- (3) 施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用する権利を有することを証する書類

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。